

令和6年3月22日
健康福祉部障がい福祉課

報道関係者各位

山形県立点字図書館の通称使用について

県では、点字図書・録音図書の制作及び貸出のほか、相談対応、関連情報の提供などを行う山形県立点字図書館を設置運営しておりますが、視覚に障がいのある方等への情報提供施設として更なる周知と利用拡大を図るため「山形県視覚障がい者情報センター」を通称として使用することとしました。

つきましては、通称の使用に係る周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 施設名称（通称） 山形県視覚障がい者情報センター
（正式名称は山形県立点字図書館）
- 2 施設住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号（現在地と同じ）
- 3 通称使用開始日 令和6年4月1日（月）

4 通称使用の理由

点字図書館では、これまでも点字図書・録音図書の制作及び貸出だけでなく、視覚障がい者等の相談対応、情報機器の貸出、福祉制度等に関する情報提供、福祉機器の紹介・斡旋等、視覚に障がいのある方等が必要とする様々な事業を実施しており、その実態がより伝わりやすい通称を使用することで、より多くの方に当該施設を利用していただくことを目的とする。

（※）点字図書館は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に定める視覚障害者情報提供施設である。



【問い合わせ先】

障がい福祉課障がい者活躍・賃金向上推進室
室長補佐 深瀬 利江
TEL 023-630-2706 / FAX 023-630-2111
報道監 健康福祉部次長 柴田 優